

## 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 第7回本部会議 記録

日 時／令和2年4月20日（月）

19：00～19：

場 所／本庁舎3階 テレビ会議室

### 【副本部長（中野副知事）】

それでは、ただいまから、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第7回本部員会議を開催いたします。

まず、状況報告につきまして、保健福祉部長からお願いをいたします。

### 【三瓶保健福祉部長】

資料1をご覧ください。まずはじめに、1の（1）「道内の発生状況及び検査の状況」についてでございますが、22ページからの太枠で囲んでおります箇所が、前回の本部会議以降の新たな事例になります。

道内におきましては、4月18日以降、現時点、本日15時現在でございますが、新たに74例の新型コロナウイルス感染症が確認され、資料には記載がありませんが、本日、札幌市で新たに8例が発生し、これまでの累計で451例が発生している状況となっております。

また、「検査及び患者の状況」につきましては、同じく26ページの欄外になりますが、札幌市等の検査分を含めまして、昨日、4月19日時点で4,245名の検査を実施してございます。

陽性累計は434名、このうち陰性確認済の方は179名、残念ながらお亡くなりになられた方が18名で、現在の患者数は237名となっております。

続きまして、資料の1のページに戻っていただき、1の（2）「国内の発生状況」をご覧ください。下線を引いている部分が更新した箇所でございます。4月19日12時までに確認されております患者は6,353名で、このほかに685名の無症状病原体保有者、3,323名の方が症状有無確認中となっております。

続きまして同じく1ページの2の「国などの対応」については、3ページの（46）にありますとおり、4月18日、「札幌呼吸器科病院」と「国立病院機構北海道がんセンター」などで感染拡大を受け、厚生労働省は国立感染症研究所の専門家チームを札幌市に派遣したところでございます。

次に、同じく3ページの3の「道の対応」についてでございますが、主なものをご説明いたしますと、5ページの（34）と（35）になりますが、4月17日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づきまして、「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大防止のため、「北海道」における緊急事態措置を決定するとともに、本日から、「東横INN札幌すすきの南」における宿泊療養を開始しまして、本日は、12名の患者の方に、病院から宿泊療養に移行いただいたところでございます。

宿泊療養の運営に当たりましては、札幌市と十分な連携を図りながら、療養される方の安全、運営に従事いただく職員の安全確保に万全を期して参ります。

私からの説明は以上でございます。

#### 【副本部長（中野副知事）】

つづきまして、各部、各地方本部から報告などありましたらお願いいたします。

特段、よろしいでしょうか。

そうしましたら、続きまして、今後の対応などにつきまして、本部長からお願いをいたします。

#### 【本部長（知事）】

はい、まず 新たに3名の方がお亡くなりになりました。お亡くなりになりました方に哀悼に意を表しますとともに、ご遺族の方に心よりお悔やみを申し上げます。

それでは、私から指示させていただきたいと思えます。

先週金曜日の対策本部におきまして、本道の緊急事態措置を決定いたしますとともに、事業者に対する休業要請の実施に関して、関係本部員に対し、速やかに検討を進めるよう指示していたところでございます。

本日は、これを受け、緊急事態措置に追加しましたので、その概要等について、お話しさせていただきます。

お手元の「資料2」をご覧ください。

これは、道としての緊急事態措置の改訂版として、取りまとめられたものでありますが、これまでの「感染防止の徹底」や「外出自粛の要請等」に加えまして、新たに、「施設の使用停止やイベントの開催停止」に関して、要請や協力依頼を行うもの、いわゆる「休業要請」であり、その要請等の期間は、5月6日水曜日までとしたところであります。

なお、休業を行うに当たっては、それに向けた必要な準備もあると思えますので、全ての事業者の皆様が、直ちに休業を行うことは、難しとは考えてはおりますが、私といたしましては、感染拡大をできるだけ早く防止するため、より一歩踏み込んだ対応が必要であるという観点から、可能な限り早く、休業に取り組んでいただくよう、本日から休業の要請を行うこととしたものであり、事業者の皆様には、ご理解とご協力をお願いいたします。

道といたしましては、「施設の使用停止やイベントの開催停止」などといった、いわゆる「休業要請」については、先行導入をしております「東京都」や「埼玉県」などの例を参考としながら、鋭意、検討を進めてきたところであります。

2 ページ目でございますが、基本的に休止を要請する施設、すなわち「休業要請」を行う施設であります。

3 ページで、特措法上では、休業要請の対象にはならない施設であるが、現下の状況に鑑み、特措法によらない協力依頼を行うこととした施設であります。

さらに、4 ページ目ですが、「基本的に休業要請を行わない」が、適切な感染防止

対策の協力を要請する施設であります。

これらの施設については、5ページの別表にある適切な感染防止対策の実施について協力を要請していくこととなります。

なお、4ページにある「食事提供施設」については、19時以降、午後7時以降の夜間については、酒類の提供を控えていただくよう、協力を要請することといたしました。

制度の大枠は以上であります。制度の詳細については並行して詰めるところがございます。

別途Q&Aを整理するとともに、事業者の皆様からのご質問等に対応できる体制を至急に整備をして参ります。

各部においては、こうした要請を行っていく点について、関係団体に周知をいただくとともに、各振興局からは市町村にも周知を図っていただきたいと思います。

道としては、感染拡大の防止のため休業要請にご協力をいただき、感染リスクを低減する自主的な取組を行う事業者の皆様に対する支援制度を創設したいと考えております。

制度の詳細は現在検討中ではありますが、事業者の皆様の感染リスクを低減するための自主的な取組を行うことを前提に応援することとし、要請を受け休業する事業者を対象とし、法人には30万円、個人事業者には20万円、午後7時以降のアルコール類の提供を自粛する飲食店には、個人、法人に関わらず10万円を支給することを想定しており、今後、道議会とも議論をしながら、早急に詳細を詰めて参ります。

なお、休業については、可能な限り早く取り組んでいただきたいところではありますが、支援金については、休業への準備期間も考慮し、遅くとも4月25日土曜日までに休業を開始していただいた方を対象とし、ゴールデンウィーク明けの5月6日水曜日まで休業を継続していただくことをお願いしたいと考えております。

なお、先般、休業要請に伴う事業者への支援について、ご要望をいただいた札幌市をはじめ7市の皆様には、本制度と連携した支援の実施について、ご相談をさせていただく予定であります。

また、休業要請の対象とさせていただいた皆様をはじめ、感染拡大により大きな影響を受けている事業者の皆様には、国が近く創設する持続化給付金や道の融資制度をご活用いただき、現下の苦境を乗り越えていただけるよう、きめ細かいサービスを行って参ります。

さらに、ふるさと納税制度を活用して、新型コロナウイルス感染症対策の寄附を広く募集をする予定であります。

北海道では、当初から新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最前線で働く医療関係者の奮闘は長期にわたっているところであります。

こうした中、道民はもとより、北海道の地域医療を応援したいという思いを持つ方から広く寄附を募るものであります。

募集開始は今週末を予定しており、個人については、クラウドファンディングも実施

予定で、現在、国で検討中の一人10万円の給付金の活用先としてもご検討いただければと考えているところです。

また、「ほっかいどう応援団会議」のネットワークを活用しながら、企業等からも広くご支援をいただきたいと考えているところであります。早期に開始できるよう準備を進めていただきたいと思います。

そして、私（知事）としては、全ての道民の皆様的心を一つとして、この危機に立ち向かっていく覚悟でありまして、皆様に厳しい要請を行うという重大な判断をする以上、私の思いとして、現在すでに知事の給与、ボーナス、退職金を3割削減しているところでありますが、更なる削減を行いたいと思います。詳細については、今後検討して参ります。

政府の基本的対処方針において、「極力8割程度の接触機会の低減を目指す」とされており、正念場が続く訳ではありますが、この目標に向かって、様々な取り組みを通じ、引き続き全庁をあげて、粘り強く取り組んでいただくようお願いいたします。

引き続き、道民の皆様や事業者の皆様方のご理解とご協力をいただきながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の徹底し、この危機克服に向け、全道一丸となって、取り組んで参ります。 私からは以上です。

**【副本部長（中野副知事）】**

はい、それでは以上をもちまして、第7回本部員会議を終了いたします。